

令和7年度 港湾労働安全強調期間 実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣 旨

当協会では、「全国安全週間」（主唱：厚生労働省・中央労働災害防止協会、期間：7月1日から7月7日まで）に呼応して、昭和40年度から「港湾労働安全強調期間」（7月1日から9月30日まで）を設け、積極的な安全活動を推進しています。

令和6年度は、「第14次労働災害防止計画」（令和5年度から同9年度までの5か年計画）の計画年次2年目として「死亡災害の撲滅」及び「死傷者（休業4日以上、以下同じ）年間138人以下」の目標をかけたものの、死亡者4人、死傷者162人と、目標を達成することができませんでした。

また、平成20年以降、本強調期間中の7月1日から9月30日までの間、死亡災害により22人が亡くなっています（別添「参考」参照）。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、「第14次労働災害防止計画」に基づく取組を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

令和7年度においては、「**死亡災害の撲滅**（年間を通じて死亡災害0）」及び「**死傷者年間132人以下**（対前年比△30人）」の達成を目指しており、この2つの目標を達成するため、

「**死亡災害の撲滅**（年間を通じて死亡災害0）」では、

- ① 動力クレーン等を使用した作業における災害
- ② フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用する作業における災害
- ③ 海中への転落災害

「**死傷者年間132人以下**（対前年比△30人）」では、

- ① 墜落・転落による災害
- ② はざまれ、巻き込まれ災害
- ③ 転倒災害

をそれぞれ防止することに重点を置き、「港湾労働安全強調期間」を契機として労働災害の大幅な減少を図ることとします。

2 期 間

本 期 間 7月1日から9月30日まで

準備期間 6月1日から6月30日まで

3 スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

4 主唱者

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

国土交通省

6 協 賛

一般社団法人日本港運協会

一般社団法人日本倉庫協会

7 賛 助

賛助会員港湾管理者

一般社団法人日本船主協会

外国船舶協会

8 実施事項

(1) 協会本部

- ① 「全国安全週間」の行事に協賛する。
- ② 主要港督励巡回団による指導を行う。
- ③ 危険予知活動、指差呼称運動等により安全意識の向上を図る。
- ④ 関係機関及び諸団体に「港湾労働安全強調期間」実施要領等を配布し、協力を要請する。
- ⑤ 「港湾労働安全強調期間」用ポスター、のぼり等を頒布し、その趣旨の徹底を図る。
- ⑥ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に収集し、災害事例と対策集等の作成やホームページの活用等多様な方法により情報を提供する。
- ⑦ 管理監督者等安全衛生セミナー等の安全に関する各種教育を企画、実施する。
- ⑧ 元請等による安全に配慮した作業計画、作業方法、作業時間等の設定を促進するための環境の整備を図る。
- ⑨ 本船や埠頭の設備について点検、整備及び改善を促進するため、一般社団法人日本船主協会、港湾管理者等との連携に努める。
- ⑩ 令和3年に変更された「港湾災防規程」の周知に努める。
- ⑪ 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務について、周知徹底を図る。

(2) 総支部・支部

- ① 「港湾労働安全強調期間」実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 危険予知活動及び指差呼称運動の推進を図る。
- ③ 関係機関、諸団体及び本部に参加を求めてパトロール等を実施し、安全確認の重要性に関する意識の向上、マンネリ化防止等の指導を行う。
- ④ 安全委員会等を開催し、労働災害発生状況について分析・検討を行い、防止対策の推進を図る。
- ⑤ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に集約し、提供する。
- ⑥ 危険物・有害物事前連絡表制度の周知徹底を図る。
- ⑦ 会員事業場の実施事項について指導、援助を行う。
- ⑧ 協会が実施する各種研修会等の受講勧奨を行う。
- ⑨ 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務について、周知徹底を図る。

(3) 会員事業場

「準備期間」中に「港湾労働安全強調期間」の具体的な実施計画を定め、「港湾労働安全強調期間」中に下記の事項を積極的に推進する。

- ① 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- ② 安全パトロールによる作業現場の総点検を実施する。
- ③ 安全の「見える化」等に留意し、安全管理を様々な角度から見直し、リスクアセスメントとその結果に基づく、より安全で効果的なリスク低減措置を推進する。
- ④ リスクの低減対策を現場に定着させるため、指差呼称を組み込んだ危険予知訓練の積極的な実施及びKYボードの普及を図る。
- ⑤ ヒヤリハット事例の収集とその活用を図る。
- ⑥ フォアマン等の監督者及び船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者等の作業指揮者の適切な作業指揮励行、安全管理能力の向上を図る。
- ⑦ 安全管理者、安全衛生推進者等の能力向上教育の実施に努める。
- ⑧ 新規採用者、未熟練労働者等に対して安全教育を実施する。
- ⑨ 港湾におけるこれまでの労働災害等の事例を踏まえ、同種災害等防止のため、労働災害等の原因を究明し、具体的な対策を樹立し、その内容を労働者等に周知し、安全意識の高揚を図る。

- ⑩ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）として、次の事項に取り組む。
- ア 热中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務を徹底する。
- イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施する。
- ウ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行う。
- ⑪ 「港湾災防規程」を遵守し、次の事項に留意した安全対策を樹立し、その励行を図る。
- ア 握貨装置、クレーン等による荷役作業において適正な玉掛け方法、地切り、安全確認の徹底及びワイヤ、スリングの作業前点検を徹底する。
- イ フォークリフト、握貨装置、クレーン、ストラドルキャリヤー等荷役運搬機械等の接触防止について、工学的対策を促進するとともに運転、走行に際しての安全確認及び退避場所の設定や誘導等を含む退避の徹底を図る。
- ウ 墜落・転落災害については、災害防止用の柵や囲いの設置、フルハーネス型墜落制止用器具の導入・使用、特別教育の実施・受講の徹底を図る。
- エ はしけ乗務員の作業中における救命具の常時着用等及び海際の作業における救命胴衣着用を徹底する。
- オ 重大災害に結びつく酸素欠乏症対策として、酸素濃度の測定等によりその予防を図る。
- ⑫ 本作業前後の附帯作業及び作業場所への移動について危険を洗い出し、安全確認を徹底する。
- ⑬ 本船の設備、埠頭の設備等に対する点検、整備を励行し、船主等への改善措置の要請を行う。
- ⑭ 従業員に対し、次により安全意識の高揚を図る。
- ア 「港湾労働安全強調期間」実施要領の周知を図り、重点目標の達成に向けて対策を推進する。
- イ 事業場、作業場等に安全旗、「港湾労働安全強調期間」用ポスター、のぼり等を掲げる。
- ウ 災害防止に寄与した従業員に対する事業主表彰等を行い、これを称える。
- ⑮ 地震や津波等の自然災害を含めた緊急時の措置に係る必要な訓練を実施する。